

# 平成 17 年度 CDM/JI事業調査

## 募集要項

### 1. 募集の概要

1997 年に開催された国際連合気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された「京都議定書」では、温室効果ガスによる地球温暖化防止のため、日本は、2008 年から 2012 年の平均排出量を 1990 年レベルより 6%削減(同、先進国平均約 5%削減)することが定められました。京都議定書には、この削減目標を達成するため、柔軟措置として、「クリーン開発メカニズム(CDM)」や「共同実施(JI)」等の京都メカニズムが盛り込まれています。2005年2月の京都議定書の発効を受け、削減目標の達成に向けた京都メカニズムの活用がより一層重要となっています。

財団法人地球環境センター(GEC)は、環境省の委託を受けて、平成 11 年度から、温室効果ガスの排出削減や吸収源強化に繋がると考えられるプロジェクトについてフィージビリティ(実現可能性)調査を実施することにより、将来、CDM/JI 事業として有望なプロジェクトを発掘するとともに、CDM/JI の仕組みに関する国内・国際ルールづくりに関する知見、炭素クレジット獲得のための手法などの蓄積をおこなってきました。

今年度も、引き続き CDM/JI 事業として有望なプロジェクトについて調査を行うこととし、調査案件を広く一般から募集します。

### 2. 昨年度募集との主要な変更点

今年度の調査案件採択にあたっては、これまで以上により事業化の可能性の高い案件を採択したいと考えております。そのため、「基礎調査結果」、「ベースライン及びモニタリングの方法論に関する具体的な検討内容」、「内部収益率(IRR)等の費用対効果に関する検討内容」、「カウンターパートとの調整状況」について可能な限り提案書に記載していただくとともに、これらの内容が充実していると判断される案件を優先的に採択することとしております。

### 3. 応募資格

本調査事業の応募者は、以下の(1)~(3)のいずれかに該当する日本の団体であって、本調査を円滑に遂行するために必要な実施体制と資金についての十分な管理能力(ア. 団体の意思を決定し、本調査に係る活動を執行できる組織が確立していること、イ. 自ら経理し、監査することのできる会計組織を有すること、ウ. 活動の本拠としての事務所を有すること)があることとします。

- (1) 民間企業
- (2) 民法法人、特定非営利活動法人(NPO)
- (3) その他、上記に類する団体であって本調査を円滑に遂行することができると思われる団体

### 4. 調査内容

CDM/JI 事業としての実現可能性について調査を実施するとともに、PDD を作成していただきます。新規・継続いずれでも応募は可能とします。

※なお、一昨年以上前からの継続案件は、原則として採択しないものとします。

## 5. 採択要件

本調査事業の対象となる案件は、以下の要件全てを満たすものとします。

- (1) 温室効果ガスの排出抑制や吸収源の強化に資する技術を CDM/JI 対象国に移転すること等により、当該国の持続可能な開発に寄与するもの
- (2) 近い将来に具体的に排出削減量・吸収量を獲得でき、CDM/JI 事業として実現可能性があると思込まれるもの
- (3) 事業の実施に伴って、他の環境側面・社会側面に悪影響を及ぼすおそれのないもの
- (4) 調査実施国において、現地カウンターパート(政府、団体、企業等)が存在しているもの

さらに、以下の要件を満たす調査案件は、優先的に採択することとします。

- (a) 次のいずれかの事業分野に該当するもの
  - ・廃棄物の管理
  - ・バイオマスの利用
  - ・N<sub>2</sub>O、HFC 等の排出抑制
- (b) 次のように CDM/JI としてプロジェクトの事業化の可能性が客観的に高いと認められるもの
  - ・調査実施国において、既に基礎的な調査(現地視察等)を実施済みであり、その調査結果が良好なもの
  - ・方法論に関して具体的な検討がされているもの
  - ・排出削減量及び吸収量の獲得を前提とすれば事業の経済性が成り立つことが期待されるもの
  - ・具体的にプロジェクトの事業化を図る体制が整っているもの(実際に CDM/JI 事業を実施できる企業等が自ら調査を行うもの又は調査に協力しているもの等)
- (c) 調査対象地域以外へも調査結果を普及できるもの

## 6. 調査事業の流れ

- (1) 提案書類提出
  - ・指定の様式に従って提案書類を提出していただきます。
- (2) 審査
  - ・提案書に基づいて、当該分野の専門家によって構成される「CDM/JI プロジェクト支援委員会」により審査が行われます(平成 17 年 6 月末を予定)。書面についての審査を基本としますが、事務局が必要と判断した場合は、審査に先立って、応募団体へのヒアリング等を実施します。
  - ・審査にあたっては、3. 応募資格及び 5. 採択要件を踏まえ、総合的に評価します。
- (3) 審査結果の通知
  - ・審査結果については、応募団体あて(提案書に記載のある住所)に封書で通知します(平成 17 年 7 月上旬を予定)。併せて、採択案件の団体名及び調査の概要を環境省から公表します。
  - ・なお、採択/不採択の理由等についての問い合わせにはいっさい応じられません。
- (4) 見積書の提出
  - ・審査の結果採択された案件については、見積書を提出して頂きます。
- (5) 契約の締結
  - ・見積書の内容を精査した上で、調査費を調査団体と調整し、合意が得られたものについて(財)地球環境センター(GEC)が調査団体と契約を締結します。その後、調査を開始していただきます。契約内容等詳細については、別途お知らせします。

## (6) 報告書の提出

・平成 17 年 11 月に中間報告を提出していただきます。

※この中間報告の結果によっては、調査を打ち切る場合もあります。

・平成 18 年 3 月に最終報告書(日本語)とその概要版(日本語及び英語)、及び PDD (英語) とその概要版(日本語)を提出していただきます。これらの仕様については別途指示します。

※JI の場合についても、PDD の作成については CDM の扱いに準じ、CDM 理事会の議論の状況を踏まえて作成するものとします。

## 7. 調査期間

・契約締結日から平成 18 年 3 月中旬を予定しています。契約締結日は、平成 17 年 7 月下旬を予定しています。

・なお、調査費の支払いは、平成 18 年 4 月下旬頃の予定です。

## 8. 調査費用

・調査費は、調査実施及び調査結果の取りまとめに必要とされる経費とし、原則としてエネルギー起源 CO2 関連技術案件については 1 件あたり 2,500 万円、植林など非エネルギー等関連技術案件については 1 件あたり 1,000 万円をそれぞれ上限とします。

・調査費の金額は、積算金額に基づいて調査団体と調整した上で最終的に決定します。

## 9. 応募方法

### (1) 提案書類の提出

・本応募要項及び別添の「提案の手引」を参照の上、指定の様式に従って必要な応募書類を作成して下さい。応募に必要とされる書類は次の通りです。ア.及びイ. は1セットとして、正本1部とコピー20部(両面コピー。ファイル綴じ及び製本はせず、ホチキス止め(左2箇所とする。))を提出して下さい。

ア. 提案書(様式1) 正本1部、コピー20部

イ. 団体の概要(様式2) 正本1部、コピー20部

ウ. 団体の参考資料 1部

エ. 様式1及び様式2のフロッピーディスク 1部

(フロッピーディスクを提案書に同封してください。容量が大きい場合は MO 又は CDROM をお願いします。)

オ. 提案書受付通知用はがき 1葉

・応募書類はすべて日本語で記入してください。

・応募様式は、(財)地球環境センター(GEC)のホームページからダウンロードし、必ず応募様式に従って記入してください。

・応募書類は、すべての項目について漏れなく記入してください。

・応募書類を送付したときは、電子メールで本件窓口までその旨連絡してください。(電子メールの件名は「応募書類送付の連絡」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入してください。)

### (2) 受付期間

・提案書類の受付期間は以下のとおりです。

**平成 17 年 5 月 9 日(月)～平成 17 年 6 月 3 日(金)午後 5 時(必着)**

・受付期間を過ぎての提出は無効となりますので、ご注意下さい(期限を過ぎて提出先に到着した書類は、いかなる理由であっても受け付けませんので、郵便、宅配便、バイク便等を利用される方は注意してください)。

### (3) 提出方法

- ・必要となる応募書類を揃えたうえで、指定の受付期間内に必ず本件窓口まで提出してください。
- ・ファックス及び電子メール(インターネット)での提案書の提出は受け付けません。
- ・提出書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めませんので、内容をよく確認したうえで提出してください。
- ・応募書類に不備がある場合には、審査対象から除外される場合があります。

### (4) 質問等

- ・疑問・質問については、電子メールで本件窓口までお問い合わせ下さい。(電子メールの件名は「問い合わせ」としてください。)
- ・回答については、電子メール又は(財)地球環境センター(GEC)のホームページにて行います。

### (5) その他

- ・提出された書類等については返却いたしません。
- ・不採用となった団体の提案書類の内容はいっさい公表いたしません。

## 10. 調査結果について

- ・採択された案件の調査結果は、インターネット等により広く公開することを前提としています。
- ・調査案件の事業化のために、当該調査の成果(PDD等)の一部または全部を活用する場合には、発生するクレジットの取引について、日本政府とご相談していただく必要があります。(具体的には事業を進めるなかで個別のご相談となります。)事業化にあたっては(財)地球環境センター(GEC)へご相談ください。

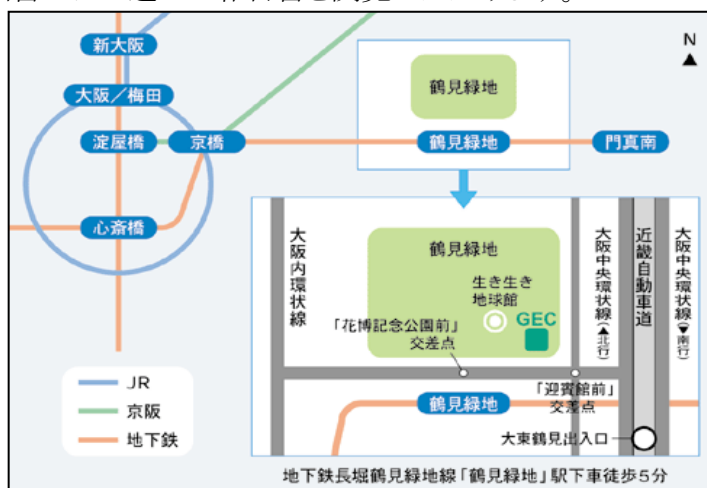
## 11. 説明会

以下の日程により、大阪と東京において公募説明会を開催します。ご関心のある方は極力出席をお願いします。なお、出席に際しては、会場準備の都合上、開催日の前日までに下記申込方法によりお申込み下さい。

### <大阪会場>

- ・日時:平成17年5月12日(木)13:30~14:30
- ・場所:財団法人地球環境センター(GEC) 特別会議室  
大阪市鶴見区緑地公園 2-110  
TEL:06-6915-4121  
(地下鉄長堀鶴見緑地線「鶴見緑地」駅下車徒歩5分)

\* 図書室にて過去の報告書を閲覧いただけます。



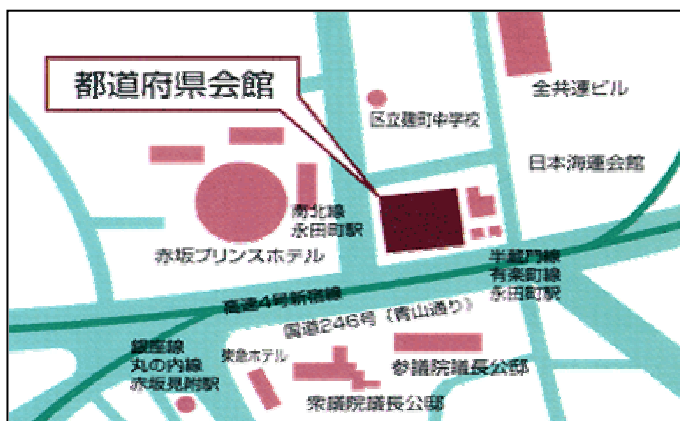
<東京会場>

・日時:平成17年5月13日(金)13:30~14:30

・場所:財団法人都道府県会館 101 大会議室  
東京都千代田区平河町2-6-3

TEL:03-5212-9162

地下鉄有楽町線・半蔵門線「永田町駅」5番出口から地下鉄連絡通路を経て徒歩約1分  
地下鉄南北線「永田町駅」9番B出口から地下鉄連絡通路を経て徒歩約1分  
地下鉄丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」D出口から徒歩約5分



<説明会の申込方法>

参加希望の団体については、ア. 参加会場、イ. 団体名、ウ. 参加人数(1団体2名まで)、エ. 代表者の氏名、オ. 代表者の連絡先(住所・電話番号・FAX番号・メールアドレス)を明記の上、本件窓口まで、FAXまたは電子メールで申し込んで下さい。(電子メールの件名は「説明会参加申し込み (大阪又は東京を明記)」としてください。)

また、こちらから参加証等は発行しませんので、申し込まれた方はそのまま会場の方へお越し下さい。

12. 本件窓口

財団法人地球環境センター(GEC)事業部調査担当 佐野、窪田

〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-110

TEL:06-6915-4121

FAX:06-6915-0181

e-mail:cdm-fs@gec.jp

http://gec.jp